

一般財団法人愛知県消防設備安全協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人愛知県消防設備安全協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、消防用設備等の適切な設置及び維持を推進するため、消防設備士、消防設備点検資格者、その他消防用設備等に関する業務に携わる者の健全な育成を図り、かつ、消防用設備等に係る点検済表示制度を運用することにより、火災による住民の生命、身体及び財産の被害を軽減し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消防用設備等の適切な設置及び維持の業務を推進するための普及啓発
 - (2) 消防用設備等の設置及び維持の業務の実態調査と技術指導
 - (3) 消防用設備等の設置及び維持に係る技術研究
 - (4) 消防用設備等の設置及び維持に係る資料の出版及び頒布
 - (5) 消防設備士等消防用設備等に関する業務に携わる者を養成するための講習
 - (6) 消防用設備等の点検済表示制度の運用
 - (7) 前各号の事業に付帯する事業
 - (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は愛知県内において行うものとする。

第3章 会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 7 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 8 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 9 条 この法人に評議員 3 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 10 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

第 11 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 9 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 12 条 評議員は、無報酬とする。ただし、交通費等の実費弁償についてはこの限りでない。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 13 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎年 6 月末までに 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選により選出する。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会の議長は、前項の議事録に記名押印する。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の決議の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 22 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 各理事について、当該理事及びその配偶者 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。監事についても同様とする。
- 3 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長、1 名を常務理事とする。
- 4 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐し、常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、常務理事は、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は再任を妨げない。
- 5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、交通費等の実費弁償についてはこの限りでない。

(責任の免除又は限定)

第29条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がこれに当たる。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 会員

(会員)

第 35 条 この法人に会員を置くことができる。

2 会員は、この法人の目的に賛同する者で会費を毎年納入するものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、会員及び会費に関する必要な事項は理事会の承認を得て理事長が別に定める。

第 9 章 顧問

(顧問)

第 36 条 この法人に、任意の機関として顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事長又は理事会の諮問に応ずる。

3 顧問は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

4 顧問の任期は、就任の日から 2 年間とし、再任を妨げないものとする。

5 顧問は、無報酬とする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 10 条の規定の変更についても適用する。

(解散)

第 38 条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国

若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 事務局

(事務局)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及びその他必要な職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

第 13 章 雑則

(委任)

第 42 条 この法人の事務の執行に関し必要な事項は、理事会の承認を経て理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 稲垣隆司 浜野英夫 後藤英教 横田明典 森島彰 鈴木明彦 宮嶋賢一 金山翼

監事 水谷利広 深津澄男

4 この法人の最初の代表理事である理事長は稲垣隆司、業務執行理事である常務理事は浜野英夫とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

竹内正光 伊藤謹司 宇野明 奥田浩一 棚橋正明 舟橋均 大木孝二 小坂橋広行
鏡味栄男

附 則（平成 26 年 6 月 17 日評議員会決議）

- 1 この定款は、平成 26 年 6 月 17 日から施行する。
- 2 改正前に就任した顧問の任期は、改正規定第 36 条 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 6 月 21 日評議員会決議）

この定款は、平成 28 年 6 月 21 日から施行する。